定款

株式会社グリーンエナジー＆カンパニー

株式会社グリーンエナジー＆カンパニー 定款

第１章 総 則

（商 号）第１条 当会社は、株式会社グリーンエナジー＆カンパニーと称し、英文ではGreenEnergy & Company Inc. と表示する。

（目 的）

第２条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配･管理することを目的とする。

1. 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電、及び売電
2. 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の施設運営業務並びにそれらの支援・コンサルティング業務
3. 不動産の売買、賃貸、斡旋、仲介および管理運営業務
4. 土木、建築の設計、施工、監理およびその請負
5. 建築・不動産ノウハウシステム開発業務
6. 家庭電化製品・家具等の住宅設備のリース業務
7. 損害保険の代理業
8. 生命保険の募集に関する業務
9. 電気工事業
10. 電力小売事業
11. 種子、苗木、球根の生産及び販売に関する事業
12. 花卉、青果物の生産及び販売に関する事業
13. 農業資材販売及び委託販売コンサルティング
14. 農業コンサルティング
15. 不動産特定共同事業法に基づく事業
16. 通貨の売買並びに両替、その媒介並びに取次ぎおよび代理業務
17. 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨および金融商品の売買並びに売買取引の受託、取次ぎ業務
18. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介、斡旋、それに付随する保証業務
19. 家賃保証および回収に関する業務
20. 不動産取引に関する保証および債権買取を含めた信用供与
21. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
22. 前号のほか、金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務
23. 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理および売買ならびにその他の投資事業
24. 経営コンサルタント業務

25. 企業の組織再編に関する斡旋･仲介およびコンサルタント事業
26. ホテル、レストラン、ヴィラの建設・販売及びその経営
27. 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制 IT 業務及び人材育成のための教育研修業務に関するシェアードサービスを子会社及び関連会社に提供する業務
28. 電気、ガス、バイオマス燃料、温暖化ガス排出権等の売買取引及び媒介
29. 電力販売システム、低圧課金システム及び電力監視システムの設計及び設置
30. 有料老人ホーム、高齢者用住宅及び介護施設等の企画・賃貸及び管理運営
31. 障害児、障害者に対する食事その他の日常生活における家事援助サービス及び身体援助サービス
32. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務
33. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を徳島県板野郡松茂町に置く。

（機 関）

第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）

第６条 当会社の発行可能株式総数は、1280 万株とする。

（自己株式の取得）

第７条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条 当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条 当会社は、毎年４月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章 株 主 総 会

（招 集）

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、５名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 法令またはこの定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の任期）

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（重要な業務執行の委任）

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款の定めによるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

（監査等委員会規程）

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会の議事録）

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第６章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 40 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章 計 算

（事業年度）

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月 30 日までとする。

（期末配当金）

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年４月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 44 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の第８回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（経過措置）

第２条 本定款第１条の変更は 2024 年８月１日に効力を生ずるものとする。

なお、本条は上記の定款変更の効力発生後、これを削除する。

付則

2010 年 ２月 13 日　改定
2010 年 ３月 １日　改定
2010 年 ３月 19 日　改定
2012 年 11 月 27 日　改定
2014 年 １月 31 日　改定
2014 年 ６月 30 日　改定
2014 年 ９月 ５日　改定
2015 年 11 月 23 日　改定
2015 年 12 月 12 日　改定
2016 年 ８月 30 日　改定
2016 年 11 月 29 日　改定
2017 年 ７月 28 日　改定
2018 年 ７月 27 日　改定
2018 年 12 月 20 日　改定
2022 年 ７月 28 日　改定
2023 年 ７月 27 日　改定
2024 年 ３月 19 日　改定
2024 年 ７月 25 日　改定